

令和元年5月31日現在

機関番号：16201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03295

研究課題名(和文) アメリカ再建期の法と政治

研究課題名(英文) Law and Politic of 19th-century America

研究代表者

岸野 薫 (Kishino, Kaori)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：70432408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：まず、社会経済の変化が著しいアンテベラム期に焦点を合わせ、通商条項及び契約条項に係る判例分析を行い、人民主権に担保された州のポリス・パワーと連邦制下における裁判所の役割について考察を行った。以上の検討を、「アンテベラム期における経済規制と裁判所の役割」と題する論文にまとめ公表した。次に、19世紀の重要問題である奴隷制を争点としたドレッド・スコット判決を素材に、当時の法と政治に関する検討を深めた。各判事の思想と共に判決文を読み解き、憲法の性質、憲法解釈方法、主権についてどのように考えられていたかを分析した。以上の検討を「アンテベラム期の司法」と題し報告した。2019年中の公表を目指している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

応募時、アンテベラム期から再建期までの合衆国憲法理論を体系的に示すことを目標とした。しかし、課題検討の初期段階で、アンテベラム期の法と政治の検討を当初目的より慎重に行うことが、再建期の憲法変動を見る上で重要であることが明らかとなり、そこから時期的対象を限定し、同時期の二大テーマである「経済的自由」と「奴隷制」に関する判例分析、及びその背景にある政治や思想の解明に努めた。わが国ではこの時期の先行研究が他に比べて少なく、にもかかわらずアメリカ憲法学の把握にとって不可欠な判例が出されていることから、「研究成果報告内容ファイル」に記したような研究成果は意味があったと考えている。

研究成果の概要(英文)：Firstly, bringing the Antebellum America which experienced rapid economic and social development into focus, I analyzed cases on the Commerce clause and Contract clause and considered the role of the court with conscious the difference of legal thought between Marshall Court and Taney Court. And then I published the article entitled 'Economic Regulation and the role of the Supreme Court in Antebellum America'. Secondly, I grappled with Dred Scott case to reveal the law and politics of the time and examined the nature of constitutional law, the way of constitutional interpretation. I conducted the research presentation about 'Judicial Branch in Antebellum America'. I intend to publish it during 2019.

研究分野：憲法

キーワード：アメリカ憲法史

1. 研究開始当初の背景

(1) アメリカでは、制憲期と比べより体系的な憲法解釈方法論にかんする議論が、19世紀後半になって現れ始める。私の応募当初の学問的関心は、自身のこれまでのアメリカ制憲期の法と政治に関する研究(博士論文「合衆国憲法秩序形成期の思想的基底」)をふまえて、制憲期のプリミティブであった憲法思想が、19世紀後半にどのような形で体系化するかを明らかにすることにあった。そこで、本研究課題では、制憲期以降、再建期までという時代設定のもと、この間の法と政治について検討することとした。のちに、T. マーシャル(Thurgood Marshall)連邦最高裁判事は、再建期を「制憲期の憲法が失われ、新しい憲法が創造された時期」であったと述べているが、これは再建期を、制憲期以降、最初の憲法秩序の変動があった時期として位置づけうることを意味しよう。

しかし、かかる当該時期の重要性にもかかわらず、19世紀のアメリカ憲法学に関するわが国での先行研究は、制憲期やニューディール期などに比べ少ない状況にあった。これは奴隷制という特殊アメリカ的な問題が、19世紀アメリカの重要問題であったゆえのように思われる。南北戦争後に合衆国憲法に追加された修正14条については、制定過程やその解釈につき比較的先行研究があるものの、制憲期以降、修正14条を含む3つの修正条項の追加に至る前までの、合衆国憲法を取り巻く法や政治の状況に関する研究は多くはなかった。田中英夫『アメリカ法の歴史(上)』(東京大学出版会、1968)のような優れた通史的研究はあるものの、本研究課題においては、以下に掲げるような「研究の目的」及び「方法」のもと、独自の研究成果が出せるものと考えた。

2. 研究の目的

(1) 第1の目的は、アンテベラム期と再建期の憲法理論を体系的に示すことである。マーシャル・コート(1801-1835)、トニー・コート(1836-64)及びチェイス・コート(1864-1873)における諸判決を整理し、同時に、その諸判決を支える政治思想・法思想を明らかにすることを目的とする。

(2) 第2の目的は、19世紀法理論における主権概念の解明である。当時の主権概念は、この国を象徴する重要問題である人種の問題に大きな影響を受けている。政治の分野においては、リンカン(Abraham Lincoln)とダグラス(Stephen Douglas)の主権論争が有名であるが、法分野においても奴隷制に関する重要な判決があり、それらを中心に整理・分析することで、そこから現代にも通じる普遍的なものをみつけ、現代の主権論へとつないていくことを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 重要判決における個々の裁判官の意見や、判決に対する政治家及び法曹の応答などにあられる制憲期以来の思想の継受を探るため、当時の史料を読み解く作業を行う。また、史料の読解を前提としたアメリカの歴史学者たちの研究を、憲法学の観点から分析する。

(2) 憲法解釈において、原意や歴史を重要視するアメリカの憲法学者たちの先行研究を整理・分析する。

4. 研究成果

(1) 初年度、課題に取り組む過程において、本研究課題であるアメリカ再建期の法と政治の解明には、それに先立つアンテベラム期の法と政治の総括が、まずは肝要であることが明らかとなった。多数決ルールと結びついた人民主権を掲げるトニー・コート法学は、人民の意思と擬制される州議会による規制を、統制し難いことを欠点としたが、その克服こそが再建期の法と政治の重要な部分であり、そこを理解するためには、アンテベラム期の法学の問題点がそもそも何であったかを、正確に捉える必要があったからである(James Ely Jr.は、このアンテベラム期の法学を、「19世紀末アメリカのレッセフェール立憲主義の先駆をなす」と指摘している)。

(2) そこで、早い段階で当初予定していた時期的な対象に修正を施した。1803年マーベリー判決(Marbury v. Madison, 5 U.S. 137 (1803))から1857年ドレッド・スコット判決(Dred Scott v. Sandford, 60 U.S. 393 (1857))の間を研究の対象とし、まずはこの時期の2つのコート(マーシャル・コートとトニー・コート)の特質を整理することを試みた。アンテベラム期は社会経済の変化が著しく、財産権を制約する州のポリス・パワーをめぐる重要判決が多数だされていたことから、財産権の観点から、両コートの諸判決の分析を行った。具体的には、合衆国憲法1条8節3項の通商条項と1条10節の契約条項に係る諸判決を辿ることを通じて、修正10条を主たる憲法的基礎づけとする「州の残余の主権」とその限界について考察を行った。そし

て、その考察を通じて、熱心なジャクソニアンであったトニー（Roger B. Taney）を首席判事とする合衆国最高裁が、憲法の性質、憲法解釈の方法、人民主権に担保された州のポリス・パワーと連邦制下における裁判所の役割について、どのように考えてきたかを、マーシャル・コートとの比較の下に鮮明化した。制憲者の思想を受け継ぐマーシャル・コートが、州立法の制約を司法府の重要な任務としたのに対し、トニー・コートは州主権を尊重し、「多数派と提携する（Barry Friedman）」ことで自らの正当性を維持していたこと、各機関が自らの正当性を究極的に「人民の受容」に基づかせる「人民立憲主義（Larry Kramer）」の思想をトニー首席判事の姿勢から導き出されること、が明らかとなった。

同時に、この時代の分析の縦糸となる、トニー・コート内での裁判官間の法思想的対立も明らかにした。トニー首席判事と、前コートの思想的系譜を継ぐストーリー判事（Joseph Story）とは、前者がオリジナリズム、後者がコモン・ロー的アプローチをとる点で対照的であったが、この対比は、制憲期とアンテベラム期の思想的対比であるのみならず、今日の憲法解釈方法論にも通ずる興味深い対比であった。

以上の検討を、「アンテベラム期における経済規制と裁判所の役割」と題する論文にまとめ、後掲の図書『比較憲法学の現状と展望』（成文堂、2018）において公表した。

（3）上記論文の完成後、次に、19世紀アメリカを語る上で欠かすことのできない奴隷制に焦点を移し、これにかかわる重要判決であるドレッド・スコット判決を素材に、この時代の法と政治に関する検討をさらに深めた。（2）の検討と合わせることで、アンテベラム期の法と政治の総括を行うことができると考えたためである。次の2点を分析の柱とした

まず、上記論文同様、当該判決のおかれた歴史的な脈（例えば、アンテベラム期に浸透していたレイシズム）の中で、判決文を読み解く作業を行った。とりわけ「憲法に関する意見の傑作のひとつ（David Currie）」とも称されるカーティス判事（Benjamin Curtis）の反対意見と、法廷意見との相違を意識しつつ、We the People すなわち主権者を裁判官たちがどのように理解したか、どのような司法の役割観をもっていたかを描出した。

次に、今日においても悪名高く、アメリカ憲法史における最初のアンチカノンとして位置付けられるドレッド・スコット判決が、現代の憲法解釈学にどのような示唆をなしているかを検討した。「ドレッド・スコット判決の何が誤りであったか」という問いに対しては、過度な司法積極主義、原意主義という解釈手法、実体的デュープロセス論、世論を二分する道徳的争点への介入といった点が一般的に挙げられるが、これらの点について再考を行った。とくに、の点をめぐり現代の原意主義者（originalists）と living constitutionalists の言説の整理・分析を行った。

以上の検討を、研究会において「アンテベラム期の司法」と題し報告を行った（2018年9月）。報告後、同内容の本学紀要での公表を予定していたが、事情があり脱稿に至っていない。2019年度中に公表する予定である。

（4）科研費は、主に国内外の書籍の購入と、資料収集を目的とした出張のために使用した。科研費がなければ、地方大学で上記のような洋書（一次文献を含む）・洋雑誌の読解及び分析を中心とする研究を継続していくことは困難であったと思う。また、最終年度には、フィラデルフィアに出張し、ペンシルヴェニア大学図書館での資料収集やアメリカ建国に係る施設の見学を行うこともでき、非常に貴重な機会を頂いた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

岸野薫、税関職員による無令状での郵便物検査と憲法 35 条、法学セミナー増刊速報判例解説 新・判例解説 Watch、21、2017、13-16 頁

岸野薫、最高裁におけるアミカスブリーフの現在、アメリカ法、2018-1、2018、65-68 頁、査読なし、

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計1件)

毛利＝須賀＝片桐編（岸野薫ほか）比較憲法学の現状と展望、成文堂、2018、912

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：なし

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8 桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。